第2章

子育て支援・少子化対策の動向

1 国の動向

国においては、平成2年に前年の合計特殊出生率が1.57となり、「ひのえうま」(昭和41年)という特殊な要因により過去最低であった1.58を下回ったことを契機に、子どもを生み育てやすい環境づくりの検討を始めた。

平成6年にエンゼルプラン、平成11年には新エンゼルプランを策定し、保育の量的拡大、多様な保育の充実などについて、数値目標を定めて取組が進められた。

平成15年以降は、少子化社会対策基本法や次世代育成支援対策推進法の制定、子ども・子育て 応援プランの策定等により子育て家庭への支援策の拡充を図ってきた。

平成24年8月には、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立・公布され、平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が本格施行された。

また、平成 26 年には、人口減少問題を国の最重要課題として位置づけ、この問題に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を築いていくため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、国・地方を挙げた「地方創生」の取組を本格的に開始した。

平成 28 年には、「一億総活躍社会」を目指して、6月に一億総活躍プランを決定し、これを受けて、「働き方改革実行計画」を平成 29 年 3 月に策定した。

平成29年6月には、待機児童解消等のための「子育て安心プラン」を策定した。また、12月には、幼児教育の無償化や高等教育の無償化を含む「新しい経済政策パッケージ」を策定し、その内容を、平成30年6月に策定した「人づくり革命基本構想」に盛り込み、具体的な実施時期等を示した。なお、幼児教育・保育の無償化は令和元年10月から実施された。

令和2年5月には、令和の時代にふさわしい少子化対策を進めるため、第4次となる少子化社会対策大綱を策定し、同年12月には、待機児童解消をより一層進めるため、「新子育て安心プラン」を策定した。

令和3年12月には、こども政策の司令塔となる「こども家庭庁」を創設することを盛り込んだ「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を決定し、令和4年6月には「こども家庭庁設置法」及び「こども基本法」が成立、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置した。

令和5年12月には、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策に関する基本的な方針等を定める「こども大綱」を策定するとともに、次元の異なる少子化対策の実現に向けて「こども未来戦略」を策定した。

令和6年5月には、「こども大綱」に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプランとして、「こどもまんなか実行計画2024」を策定したほか、同年6月には、児童手当の拡充や妊産婦への伴走型相談支援及び経済的支援など、「こども未来戦略」の「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立・公布された。

また、同年5月には、男女とも仕事と育児が両立できる環境を整備するため、「育児・介護休業法」及び「次世代育成支援対策推進法」が改正され、令和7年4月から段階的に施行されている。

令和7年6月には、「こどもまんなか実行計画 2025」を策定し、①困難に直面するこども・若者への支援、②未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進、③「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進の3つの領域に重点的に取り組むこととしている。

	国の子育て支援・少子化対策の経緯
1	「エンゼルプラン」の策定
平成11年	「新エンゼルプラン」の策定
平成15年	次世代育成支援対策推進法の制定
	少子化社会対策基本法の制定
,,,,	「少子化社会対策大綱」の策定
	「子ども・子育て応援プラン」の策定
平成18年	「新しい少子化対策について」の決定
平成19年	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定
	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」の策定
	「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定
平成20年	「新待機児童ゼロ作戦」の策定
平成22年	「少子化社会対策大綱」(「子ども・子育てビジョン」)の策定
平成24年	子ども・子育て新システムに関する基本制度」の決定
	子ども・子育て関連3法の制定
平成26年	「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定
平成27年	「少子化社会対策大綱」の策定
	子ども・子育て支援新制度の本格施行
平成28年	「ニッポン一億総活躍プラン」の決定
平成29年	「働き方改革実行計画」の策定
	「子育て安心プラン」の策定
	「新しい経済政策パッケージ」の策定
平成30年	「人づくり革命 基本構想」の策定
令和元年	幼児教育・保育の無償化の実施
	「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)」及び第2期「まち・ひと・しご
	と創生総合戦略」の策定
	「少子化社会対策大綱」の策定
	「全世代型社会保障改革の方針」の決定
	「新子育て安心プラン」の策定
令和3年	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」の決定
令和4年	「こども家庭庁設置法」及び「こども基本法」の制定
	「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定
令和 5 年	こども家庭庁の設置
	「こども大綱」の策定
	「こども未来戦略」の策定
令和6年	「こどもまんなか実行計画」の策定

少子化社会対策大綱

少子化社会対策基本法に基づく、総合的かつ長期的な少子化に対処するための政策の指針として、 平成16年に「少子化社会対策大綱」が策定された。

令和2年5月には、第4次となる大綱が策定され、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子どもを持てる社会をつくることを基本的な目標とする、令和の時代にふさわしい当事者目線の少子化対策を進めてきた。なお、本大綱は、こども基本法に基づき、令和5年12月に策定された「こども大綱」に東ねられた。

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略

人口減少を克服し、将来にわたる成長力を確保するため、政府は「まち・ひと・しごと創生長期 ビジョン」と今後5年間の目標等をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年12 月に決定し、①「東京一極集中」の是正、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、③地域 の特性に即した地域課題の解決の3つの基本的視点から人口・経済・地域社会の課題に対して一体 的に2019(令和元)年度まで取り組んできた。

また、令和元年12月には、人口問題をめぐる現状と見通し等の見直しを行った「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)」、及び第1期の5年間で進められてきた施策の検証を行い、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を共に目指して、2020(令和2)年度から5年間の目標等をまとめた第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定し、引き続き地方創生に取り組んできた。

ニッポン一億総活躍プラン

誰もが活躍することのできる一億総活躍社会を目指し、「ニッポン一億総活躍プラン」が平成28年6月に決定された。このプランでは、「希望出生率1.8」を実現するため、希望通りに結婚ができない状況や、希望通りの人数の子どもを持てない状況を改善していくこととしている。

働き方改革実行計画

「ニッポン一億総活躍プラン」において一億総活躍社会に向けた最大のチャレンジと位置付けられた働き方改革について、仕事と子育てを両立するための長時間労働の是正、非正規雇用の処遇改善等が検討され、平成29年3月に「働き方改革実行計画」が策定された。

子育て安心プラン

待機児童を解消するための新たなプラン「子育て安心プラン」が平成29年6月に策定され、2018 (平成30)年度から2022(令和4)年度末までに女性就業率80%にも対応できる32万人分の保育の受け皿を整備することとされた。

なお、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」の中で、同プランを前倒しし、2020(令和2)年度末までに32万人分の受け皿整備を行うこととされた。

新しい経済政策パッケージ

少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、平成29年12月に「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」が決定された。このうち「人づくり革命」においては、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、2兆円規模の政策が盛り込まれ、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとされた。

全世代型社会保障改革の方針

現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、切れ目なく全ての世代を対象とするとともに、全ての世代が公平に支え合う「全世代型社会保障」への改革を更に前に進めていくため、令和2年12月に「全世代型社会保障改革の方針」が決定された。本方針においては、不妊治療への保険適用の早急な実現、待機児童の解消に向けた新たな計画の策定、男性の育児休業の取得促進等の少子化対策に取り組むこととしている。

新子育て安心プラン

待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、令和2年12月に「新子育て安心プラン」が策定された。同プランでは、2021(令和3)年度から2024(令和6)年度末までの4年間で、約14万人の保育の受け皿を整備するほか、①地域の特性に応じた支援、②魅力向上を通じた保育士の確保、③地域のあらゆる子育て資源の活用を柱として、各種取組を推進することとしている。

デジタル田園都市国家構想総合戦略

令和4年12月に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂して、2023(令和5)年度から5年間の目標等をまとめた「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定された。デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、取り組むこととしている。

こども家庭庁

こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、令和5年4月にこども家庭庁が創設された。

こども大綱

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、令和5年12月、政府全体のこども 施策に関する基本的な方針等を定める「こども大綱」が策定された。

従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する 大綱」を一つに東ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで 以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととしている。

こども未来戦略

少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の基本的 方向を示す「こども未来戦略方針」が令和5年6月に策定され、同年12月、「こども未来戦略」が 策定された。本戦略において示された「こども・子育て支援加速化プラン」では、児童手当の拡充、 幼児教育・保育の質の向上、男性育休の取得促進等に3年間集中して取り組むこととされている。

こどもまんなか実行計画

こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランとして、令和6年5月、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画 2024」が決定され、以後、毎年改定し、継続的に施策の点検と見直しを図ることとされた。

本実行計画では、こどもや若者の権利の保障に関する取組や、「こども・子育て支援加速化プラン」 等の少子化対策、こどもの貧困をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策等が提示されている。

2 本県の動向

本県においては、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進するため、平成5年に、「児童環境づくりビジョン」を策定し、翌年には、「山口県児童環境づくり行動計画」(平成6年度~平成12年度)を策定した。

平成 13 年には、誰もが安心して子どもを生み、育てることができる社会の構築を目指して、「やまぐち子どもきららプラン 21」を策定した。

その後、平成 15 年に、次世代育成支援対策推進法が制定されたことから、平成 17 年 3 月に「やまぐち子どもきららプラン 21」を改定し、同法に基づく都道府県行動計画として位置付けた(平成 22 年 10 月に再度改定し、山口県次世代育成支援行動計画・後期計画として策定)。

さらに、平成19年には、本県の子育て支援・少子化対策の基本となる「子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例」(以下「子育て文化創造条例」という。)を制定し、社会全体での取組を一層推進している。

この間、本県独自に、県民総参加で子育て支援の輪を広げる「やまぐち子育て県民運動」を展開し、平成26年度に、企業、民間団体、行政等で構成する「やまぐち子育て連盟」を設立するなど、社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを進めている。

平成27年には、「活力みなぎる山口県」の実現を目指す県政運営の指針である「元気創出やまぐち!未来開拓チャレンジプラン」及び子ども・子育て支援新制度の本格施行を踏まえた「やまぐち子ども・子育て応援プラン」(平成27年度~令和元年度)を策定し、子育て支援・少子化対策の総合的な推進に取り組んできた。

平成30年には、新たな県の指針となる「やまぐち維新プラン」(平成30年度~令和4年度)を策定し、社会全体で子どもと子育て世帯を支える県づくりを重点項目として掲げたことなどを踏まえ、令和2年3月に「やまぐち子ども・子育て応援プラン」(令和2年度~令和6年度)を策定した。

令和3年3月には、本県の将来を担い、未来を切り拓いていく若者たちが、困難な課題に果敢に挑戦し、乗り越えていくことができるよう、県の人づくりの指針である「山口県新たな時代の人づくりの推進方針」を策定した。

令和4年12月には、「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現を目指す新たな県政運営の指針となる「やまぐち未来維新プラン」(令和4年度~令和8年度)を策定し、令和6年3月には、「やまぐち未来維新プラン」を地方創生の観点から施策を戦略化し、取組を重点的に推進するための計画として、第3期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和5年度~令和9年度)を第定した

令和6年度は、国が令和5年12月に策定した「こども大綱」を勘案し、山口県においても「こどもまんなか」の視点で取組を推進していくため、令和6年6月に、県内の小学4年生から大学生の年代の子どもたちを対象にアンケート調査を実施し、その意見を踏まえて、令和7年3月に新たな「やまぐち子ども・子育て応援プラン」(令和7年度~令和11年度)を策定した。

本県の子育て支援・少子化対策の経緯

平成5年 「児童環境づくりビジョン」の策定

平成6年 「山口県児童環境づくり行動計画」の策定

平成13年 「やまぐち子どもきららプラン21」の策定

平成15年 やまぐち子育て県民運動の開始

平成17年 「やまぐち子どもきららプラン21」の改定(山口県次世代育成支援行動計画の策定)

平成19年 子育て文化創造条例の制定

平成22年 「やまぐち子どもきららプラン 21」の改定(山口県次世代育成支援行動計画・後期計画の策定) 「やまぐち子育て連盟」の設立 平成26年 平成27年 「元気創出やまぐち!未来開拓チャレンジプラン」の策定 「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の策定(山口県子ども・子育て支援事業支援計画) 「山口県人口ビジョン」及び「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定 「やまぐち維新プラン」の策定 平成30年 令和2年 「山口県人口ビジョン(改訂版)」及び第2期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定 「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の策定(山口県子ども・子育て支援事業支援計画) 「山口県新たな時代の人づくり推進方針」の策定 令和3年 「やまぐち未来維新プラン」の策定 令和4年 令和6年 第3期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定 「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の策定(山口県こども計画) 令和7年

「やまぐち子どもきららプラン21」の策定

少子化の進行や児童虐待の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化してきている状況に対応するため、山口県少子化問題調査検討委員会の提言「少子化の課題と対応」を踏まえつつ、国の「新エンゼルプラン」との整合性を図りながら、平成13年に、「やまぐち子どもきららプラン21」を策定し、家庭、学校、職場、地域などが一体となって、子どもや子育て家庭を支援する取組を計画的に推進することとした。

その後、国において、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、その翌年に、「少子化社会対策大綱」や「子ども・子育て応援プラン」が策定されたことなどを踏まえ、平成17年に、「やまぐち子どもきららプラン21」を改定し、次世代育成支援の観点に立った子育て支援・少子化対策に取り組んできた。

また、平成22年には、同プランを見直し、新たに、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とした計画を策定した。

やまぐち子育て県民運動の展開

平成15年から、子どもや家庭に関わる機関、団体、事業所等が協働して、県民総参加で子育て支援の輪を広げる本県独自の「やまぐち子育て県民運動」が展開されている。

平成26年度からは、企業、民間団体、行政等で構成する「やまぐち子育て連盟」を推進母体として、県内各地域で子育て県民運動地域コーディネーターによるネットワークづくりや県民運動サポート会員(子育て応援団・結婚応援団)の自主的・主体的な活動、ホームページ「やまぐち子育てゆびとまネット」による情報発信など、様々な取組を展開している。また、平成28年度からは、県民運動として「子どもの貧困対策」にも取り組んでいる。

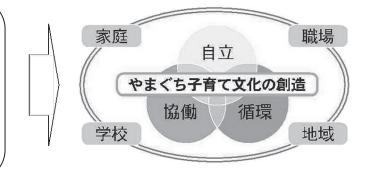
子育て文化創造条例に基づく施策の推進

少子化の進行に歯止めをかけ、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため、 社会全体で共に力を合わせて子育てを支えていく、山口県らしい「子育て文化の創造」を目指して、 平成19年10月に、今後の子育て支援や少子化対策の基本となる子育て文化創造条例を制定した。

本県における少子化の進行、子どもや子育ての現状などを踏まえながら、家庭、学校、職場、地域など社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを推進するため、子育て文化創造条例に定める基本的施策の方向性に沿った諸政策を総合的に展開している。

《基本的施策》

- ・子育て文化の創造に向けた気運の醸成
- ・保健医療サービスの充実と健康の増進
- ・子育て家庭への支援の充実
- 子どもの学習環境の整備充実
- ・職業生活と家庭生活との両立支援
- ・地域における子育て支援の充実
- ・子どもの安全確保と健全育成



「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の策定

少子化が進行し、子育てに対する不安や負担が増大している中で、国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、「やまぐち子育て文化の創造」を目指した「やまぐち子ども・子育て応援プラン」を平成27年3月に策定した。計画期間は平成27年度から令和元年度までの5年間であり、「みんなで子育て応援山口県」をキャッチフレーズとし、家庭、学校、企業、地域が一体となり、結婚から子育てまで一貫した切れ目のない施策の推進に取り組んできた。

また、令和2年3月には、同プランを見直し、新たに、2020(令和2)年度から 2024(令和6)年度までの5年間を計画期間としたプランを策定した。

令和7年3月には、国の「こども大綱」を勘案し、こども基本法に基づく「こども計画」など、こども施策に関する事項を定める計画を一体として、新たに、2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間を計画期間としたプランを策定した。

プランの性格・位置付け

- ・子育て文化創造条例第12条に基づく計画
- ・子ども・子育て支援法第62条に基づく計画
- ・次世代育成支援対策推進法第9条に基づく計画
- ・こども基本法第10条に基づく計画
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく計画
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく計画
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく計画
- ・こども家庭庁支援局長通知 (R6.3.12 付) に基づく計画

「やまぐち維新プラン」の策定

県政の最重要課題である人口減少の克服と、地域活力の創出を目指し、「産業維新」「大交流維新」「生活維新」の「3つの維新」を掲げ、その実現に向けての19の「維新プロジェクト」と62の「重点施策」を設定した「やまぐち維新プラン」を平成30年10月に策定した。計画期間は2018(平成30)年度から2022(令和4)年度まで(5年間)であり、結婚、妊娠・出産、子育て応援プロジェクトを掲げ、若い世代が結婚の希望を叶え、安心して子どもを生み育てることができるよう、社会全体で子どもと子育て世帯を支える県づくりを推進することとしている。

「山口県人口ビジョン(改訂版)」及び第2期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

人口問題をめぐる現状と目指すべき将来の方向を示した「山口県人口ビジョン」の改訂版と人口減少の克服に向けて、実効性のある地方創生の取組を進めるため、第2期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2年3月に策定した。計画期間は、2020(令和2)年度から2024(令和6)年度まで(5年間)であり、山口県人口ビジョンにおける、①「社会減の流れ」を断ち切る!②「少子化の流れ」を変える!③「住みよい地域社会」を創る!という3つの基本的視点を基本的な施策の方向として、地方創生の取組を進めてきた。

また、令和3年3月には、新型コロナウイルス感染症拡大への対応とデジタルトランスフォーメーション (DX) の推進に向けた具体的取組等を反映するため、第2期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂した。

「山口県新たな時代の人づくり推進方針」の策定

将来の予測が困難な中、本県の将来を担い、未来を切り拓いていく若者たちが、困難な課題に果敢に挑戦し、乗り越えていくことができるよう、県の人づくりの指針である「山口県新たな時代の人づくり推進方針」を令和3年3月に策定した。

本方針に基づき、乳幼児期の教育及び保育の更なる質の向上を図るため、保育者への研修や調査研究、幼児教育・保育施設に対する助言、情報提供等の施策を総合的に実施する拠点として「山口県乳幼児の育ちと学び支援センター」を令和3年4月に設置した。

「やまぐち未来維新プラン」の策定

人口減少の進行をはじめ、新型コロナウイルスの感染拡大、デジタル化や脱炭素化等の社会変革、自然災害の頻発化・激甚化など、環境が大きく、急速に変化する中で、県民の命と健康を守り抜き、社会経済を再生するとともに、様々な社会変革の先にある「新たな未来」を見据え、「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現に向けた「やまぐち未来維新プラン」を令和4年12月に策定した。計画期間は2022(令和4)年度から2026(令和8)年度まで(5年間)であり、これまで取り組んできた結婚、妊娠・出産、子育て応援プロジェクトをさらに進化させ、これまで以上に社会全体で子どもと子育て世帯を支える県づくりを推進することとしている。

第3期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

令和6年3月、「やまぐち未来維新プラン」を地方創生の観点から再構築した上で、デジタルの力を積極的に活用した地方創生の取組の加速化・深化、「こども未来戦略」に呼応した少子化対策の推進等に向けて、第3期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。計画期間は2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5年間であり、①「社会減の流れ」を断ち切る!②「少子化の流れ」を変える!③「住みよい地域社会」を創る!という3つの基本的な施策の方向に沿って、人口減少の克服に向け、県民に寄り添い、県民目線に立った、実効性のある取組を進めることとしている。

また、令和7年3月には、厳しさを増す人口減少の克服に向け、当事者である若者・女性のニーズや地域の実情を的確に捉えた取組の強化を図るため、第3期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂した。